

【概要版】(仮称)滋賀県災害対策基本条例案

資料4-3

1 前文

- 本県においては、琵琶湖西岸断層帯や南海トラフを震源とした巨大な地震、気候変動による豪雨災害の発生が懸念される。
- 令和6年能登半島地震において、受援体制、ライフライン途絶時の対応、災害関連死への対策などに課題があることが浮き彫りとなった。
- 滋賀県地域防災計画に基づき災害対策を進めてきたが、更なる災害対策が必要である。
- 公助だけでなく自助、共助も併せて県全体で災害に対する意識を高め一丸となって災害対策に取り組むことが必要である。

2 目的(第1条)

災害対策の総合的な推進
→ 県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

3 基本理念(第3条)

- 自助・共助・公助の適切な組み合わせ
- 国、市町、自主防災組織等の関係者との適切な役割分担・連携の確保
- 県民の防災に関する意識の向上
- 生命および身体之最優先の保護
- 被災者の基本的人権の尊重
- 年齢、性別、障害の有無等への配慮

4 責務・役割(第4条～第7条)

責務

県:災害対策の実施、
市町への助言等

役割

県民:災害への備え、防災活動への積極的な参加等
自主防災組織:地域における防災活動の実施等
事業者:施設の利用者等の安全確保、事業継続力の強化等

5-1 災害予防対策(第8条～第22条)

- ① 防災教育・防災訓練の実施
＜県・自主防災組織・事業者＞
および受講＜県民＞
- ② 自主防災組織・消防団の充実・強化＜県＞
●市町への助言等
- ③ 災害ボランティアの活動環境の整備・人材育成
＜県＞
- ④ 建築物の耐震診断・耐震改修
＜県民・事業者＞
- ⑤ 地震保険・火災保険の水災補償への加入＜県民＞
- ⑥ 物資および資機材の備蓄
＜県、県民、事業者、自主防災組織＞
- ⑦ 事業継続計画の策定
＜事業者＞
- ⑧ 公共施設の整備＜県＞
●道路・水道・下水道・庁舎等の適切な維持管理・計画的な整備
- ⑨ 指定避難所の良好な居住性の確保のための措置＜県＞
●衛生面および快適性の確保に配慮したトイレの確保
●プライバシーの確保に配慮するために必要な物資の確保
●熱中症等による人の健康に係る被害の発生を防止するための対策
- ⑩ 要配慮者の保護＜県＞
●個別避難計画の作成の支援
●要配慮者に配慮した物資の備蓄等
- ⑪ 災害情報の収集・伝達体制の整備
＜県＞
- ⑫ 事業者との協定(物資等の供給・緊急輸送の確保・工事等の実施等)の締結＜県＞
- ⑬ 広域的な連携協力体制の構築＜県＞
- ⑭ 受援体制の整備＜県＞
●派遣職員・物資の円滑な受入体制の構築
- ⑮ 医療救護体制の整備＜県＞

5-2 災害応急対策(第23条～第27条)

- ① 円滑な避難行動等
●情報の収集・円滑な避難の実施
＜県民＞
●情報の伝達・避難誘導
・地域住民＜自主防災組織＞
・従業員・施設の利用者＜事業者＞
- ② 災害応急対策の実施
＜県＞
●災害に関する情報の収集・伝達
●被災者の救助
●施設・設備の復旧
- ③ 指定避難所の円滑な運営等の支援＜県＞
●早期の良好な居住性の確保に係る市町への必要な支援
●要配慮者、ペットの飼育者等の生活環境へのできる限りの配慮
- ④ 帰宅困難者対策
●必要な情報の提供、一時滞在施設の調整＜県＞
●従業員に対する施設内での待避指示＜事業者＞
- ⑤ 二次災害の防止
●火気使用の注意喚起、危険な場所の周知＜県＞
●火気使用の自主制限、避難時の安全確認＜県民＞

5-3 災害復旧・復興対策(第28条)

必要な体制の整備・復旧復興施策の円滑な実施＜県＞

6 財政上の措置(第29条)

施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる。

7 施行日

公布の日(令和7年3月下旬)の予定